

つくば市告示第213号

つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童（第5条第1項において「小児慢性特定疾病児童」という。）又は同法第6条の2第2項第2号に規定する成年患者であって、同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係るものとする。

(日常生活用具の種目及び性能等)

第3条 給付する用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

2 用具の給付対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等であって、用具の種目に応じて別表第1の対象者の欄に掲げる要件に該当するものとする。ただし、児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病児童等に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者を除く。

- 3 給付する用具の性能等は、用具の種目に応じて別表第1の性能等の欄に定めるところによる。
- 4 給付する用具の基準額は、用具の種目に応じて別表第1の基準額の欄に掲げる額とする。
- 5 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付するものとする。
- 6 用具の附属品の給付は、当該附属品がなければ当該用具が機能しない場合に限り行うものとする。

（他の制度及びつくば市以外の市町村による給付との調整）

第4条 この要綱に定める用具の給付は、次に掲げる場合には、行わない。ただし、頭部保護帽、ストーマ装具（蓄便袋）及びストーマ装具（蓄尿袋）の給付については、第1号及び第2号に掲げる場合であっても、行うことができる。

(1) 医療機関に入院している場合

(2) 次に掲げる施設に入所している場合

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設

(3) その他つくば市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からこの要綱に定める用具の給付を受けることができる者で、市長がつくば市以外の市町村から給付を受けることが適当であると認める場合

（給付の申請）

第5条 用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者（以下「申請者」という。）は、つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象者の小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(2) 申請者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（対象者を扶養している者（以下「扶養者」という。）が対象者の属する世帯と別の世帯に属する場合は、当該扶養者も含む。）の市町村民税の課税状況（申請を行う日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度の課税状況。以下同じ。）を証する書類

(3) 給付を受けようとする用具の概要及び価格が分かる書類

(4) つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付用医師意見書（様式第2号）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（給付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等の実地調査により、速やかに調査書（様式第3号）を作成し、内容を審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具を給付することを決定したときは、申請者に対し、つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という）により通知し、つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により用具を給付しないことを決定したときは、つくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付不決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（委託）

第7条 市長は、用具の引渡しを行うときは、用具の販売を営む者（次項において「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。

(用具の引渡し)

第8条 決定通知書及び給付券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、用具の引渡しの際に当該給付券を前条第1項の規定により委託を受けた者(以下「受託者」という。)に手渡すものとする。

(自己負担)

第9条 受給者は、用具の引渡しを受けるときは、その収入に応じて用具の給付に要する費用の全部又は一部を受託者に対して支払うものとする。

2 前項の規定により負担する額は、給付を受ける用具の数にかかわらず、別表第2の自己負担月額欄に定める額(以下「自己負担月額」という。)とする。

3 給付を受けた用具の価格が当該用具の基準額を超えるときは、当該用具の価格と基準額との差額は、受給者の負担とする。

(費用の請求)

第10条 受託者は、用具の引渡しが完了したときは、当該用具の価格から前条第1項により受給者が直接受託者に支払った額を減じた額(以下「公費負担額」という。)を市長に請求するものとする。この場合において、受託者は当該用具に係る給付券を請求書に添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は内容を審査し、適当と認めるときは請求のあった日の翌月の末日までに公費負担額を受託者に支払うものとする。

(再給付)

第11条 用具の使用人は、受渡し日の翌日から起算して別表第1の耐用期間の欄に定める期間を経過した場合において、当該用具が修理することができない程度に故障したときは、当該用具について新たに給付の申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、用具の使用人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該用具に係る耐用期間が経過していない場合であっても、当該用具について新たに給付の申請をすることができる。

(1) 天災、火災その他の自己の責めに帰することのできない理由により、当該用具

が滅失し、又は修理することができない程度に故障したとき。

(2) 当該用具が、受給者の成長に伴い身体に適合しなくなった場合において、当該用具を修理又は改造してもなお使用することが困難なとき。

3 現に使用している用具がつくば市以外の市町村から給付されたものである場合における前2項の規定の適用については、当該用具は、つくば市から給付を受けたものとみなす。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による給付の申請があったときは、必要に応じ、当該職員をして当該用具の現況調査を行わせることができる。

(用具の管理)

第12条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(帳簿の整理)

第13条 市長は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付処理簿（様式第7号）その他必要な帳簿を整理しなければならない。

(返還)

第14条 市長は、受給者又は受託者が虚偽の申込みその他の不正な行為により給付の決定を受けたときは、当該決定を取り消し、又は当該不正な行為を行った者から市が支払った金額の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第450号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のつくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後新要綱第5条の規定により行われた申請について適用し、同日前にこの告示による改正前のつくば市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により行われた申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第252号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種目	対象者	性能等	耐用期間	基準額
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円

		の		
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	99,000円
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すり付きのものを含む。）	8年	4,900円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の	8年	66,000円

		<p>状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>		
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
電気式たん吸引器	呼吸機能の障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	113,520円
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工ぼうこうを造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に	—	149,160円

		使用し得るもの		
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	6年	77,440円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	—	41,580円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	173,250円

人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	128,700円
-----	---------------------	-----------------------------	---	----------

別表第2（第9条関係）

（令3告示450・令4告示252・一部改正）

受給者の属する世帯の階層区分		自己負担 月額	自己負担 加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円	110円
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250円	230円
D1	A階層、B階層	3,000円以下	2,900円
D2	及びC階層を除	3,001円以上5,800円以下	3,450円
D3	き、当該年度分	5,801円以上8,700円以下	3,800円

D 4	の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,701円以上13,000円以下	4,250円	430円
D 5		13,001円以上17,400円以下	4,700円	470円
D 6		17,401円以上22,400円以下	5,500円	550円
D 7		22,401円以上28,200円以下	6,250円	630円
D 8		28,201円以上58,400円以下	8,100円	810円
D 9		58,401円以上75,000円以下	9,350円	940円
D10		75,001円以上96,600円以下	11,550円	1,160円
D11		96,601円以上121,800円以下	13,750円	1,380円
D12		121,801円以上175,500円以下	17,850円	1,790円
D13		175,501円以上221,100円以下	22,000円	2,200円
D14		221,101円以上380,800円以下	26,150円	2,620円
D15		380,801円以上549,000円以下	40,350円	4,040円
D16		549,001円以上579,000円以下	42,500円	4,250円
D17		579,001円以上700,900円以下	51,450円	5,150円
D18		700,901円以上849,000円以下	61,250円	6,130円
D19		849,001円以上1,041,000円以下	71,900円	7,190円
D20		1,041,001円以上	全額	全額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円。

備考

- 1 この表において「当該年度分の市町村民税」とは、日常生活用具の給付の申請があった日の属する年度分の市町村民税（当該申請があった日が4月1日から6月30日までの場合にあつては、当該申請があった日の属する年度の前年度分の市町村民税）
- 2 この表において「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額（当該所得割を計算する場合においては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表において「全額」とは、用具の給付に要する費用の全額をいう。
- 4 世帯階層区分の認定は、小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に小児慢性特定疾病児童等を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。
- 5 同一月内に同一世帯において2人以上の小児慢性特定疾病児童等が用具の給付を受ける場合における当該小児慢性特定疾病児童等に係る受給者が負担すべき額は、自己負担月額に、用具の給付を受ける当該小児慢性特定疾病児童等の数から1減じた数に自己負担加算月額を乗じた額を加算するものとする。
- 6 地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者の所得割の額を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 7 小児慢性特定疾病児童等に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶

養義務者がいないときは、自己負担月額の設定は行わないものとする。ただし、小児慢性特定疾病児童等本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて自己負担月額を設定するものとする。

8 この表に定めるところにより算定した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

9 災害その他やむを得ない事由により所得に著しい変動が生じたため、受給者がこの表に定めるところにより算定した自己負担月額を負担することが困難であると市長が認めるときは、この表の規定にかかわらず、別に市長が定める額を当該受給者に係る自己負担月額とする。

10 B階層に属する世帯であって、その構成員が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である等、特に困窮している世帯であると市長が認める場合は、当該世帯に属する受給者に係る自己負担月額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。